

市会案第 3 号

虚偽の陳述に対する告発について

上記の議案を別紙のとおり鯖江市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 4 月 27 日提出

提出者	鯖江市議会議員	丹尾	廣樹
賛成者	同 上	菅原	義信
	同 上	木村	愛子
	同 上	奥村	義則

提案理由

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく権限を付与された鯖江市議会 100 条調査特別委員会で実施した証人尋問において、佐々木 勝久 氏の証言に虚偽が認められたことから、同条第 9 項の規定に基づき、福井地方検察庁に告発するものである。

## 虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第 100 条第 9 項の規定により、次のように告発する。

### 1 告発人及び被告発人

#### (1) 告発人

鯖江市議会議長 石川 修

#### (2) 被告発人

佐々木 勝久

### 2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第 100 条第 7 項に該当すると認められるので、同条第 9 項の規定により告発する。

### 3 告発の事実

本市議会は、令和 4 年 9 月 22 日第 436 回鯖江市議会定例会において、「新ごみ焼却施設等整備・運営事業における疑義の調査に関する動議」に基づき設置された「鯖江市議会 100 条調査特別委員会」に地方自治法第 100 条第 1 項に基づく権限を委任し、本件調査のため、同項の規定により被告発人を関係人として、令和 5 年 1 月 13 日に証人尋問を行った。証人尋問において、被告発人は、同条 2 項において準用する民事訴訟法に関する法令の規定により宣誓した上で、玉邑市議会議員の呼び出しに応じ、市内の「料理屋」で、清水組会長、清水組社長との 4 人で 2 時間あまりの会食を行ったことを認めている。しかし、主尋問の「荏原 1 社の参加では競争性が乏しく、工事費が高くなるから高エネルギーで実績のあるメーカーと組んで是非とも入札に参加して欲しいとの要請は事実ですか」、の問いに、「そういった事実はございません」とその要請を否定している。

それに対し、令和4年12月20日に証人尋問を行った清水組会長は、まず、主尋問で、市内「料理屋」での市長との面談について、「公取委への告発内容には、玉邑市議会議員の呼び掛けでとありますが、間違いはないですか」の問いに清水組会長は「はい」と応じ、具体的に玉邑市議会議員から「ごみ焼却場の仕事に参加せんか」、「市長と一遍会ってくれ」と誘われたと証言している。引き続き、清水組会長への主尋問で「市長から神鋼と組んで入札参加の要請があったのは事実でしょうか」の問いに、市長から「頑張ってくれって言われました」また、「その要請に対し、どのように返事をしましたか」の問いに、清水組会長は「私は、神鋼なんてそこで初めて聞きました」とし、さらに、「がんばれと言われたんで、安くいい仕事をするから参加してくれと言われたので、私はお受けしました」との証言があった。だが、令和4年12月15日に証人尋問が行われた玉邑市議会議員は、清水組のごみ焼却施設に「挑戦してくれ」と、議員の立場は「調整していく」という立場だと証言している。さらに、令和4年9月22日の9月議会の討論で、玉邑市議会議員は「改めて申し上げますけれども、当初は1社で、ほとんどあとなかったということで、我々そして皆さんも、何とか2社になって競争していただくといいのではないかなという思いが強い中で、2社になったわけです。入札の前で、いろんな方が努力されて、入札を2社にするということは当然であります」と努力の成果を正当化している。当時、被告発人と同じ考えにあった玉邑市議会議員のあからさまな発言は、被告発人の偽証を裏付ける内容である。

次に、被告発人からの下請け要請事案について、令和4年12月20日の証人尋問で清水組会長は、荏原環境プラント（株）への下請け要請が被告発人からあったという証言に対し、令和5年1月13日の証人尋問で被告発人は、清水組から荏原環境プラント（株）への下請け要請があったと証言した。

両者に食い違いがあるものの、清水組会長は、主尋問の事実確認に答え、「11月28日、日曜日に、市長の方から電話があり」、市長から「オタさんと森川さんと相談して月曜日の正午までに返事してほしい」と言われたので、「森川氏に翌日の月曜日に会社へ来てもらい」、相談の結果、「やっぱり初心貫徹で安いもんということで参加したい。でも、そんなことは断ろうって、断りました」と証言している。さらに、断った理由として、清水組会長は、「JVやで自分らだけそういうことしたらあかんでしょう、そんなこと今さら人道的にできんでしょう」と

も証言があった。そして、11月29日に清水組社長から被告発人に対して、下請け要請の断りの電話を入れたとする際の録音（反訳書を含む）からは、被告発人の発言は聞き取れるものではないが、清水組社長が被告発人に対して語っている部分に対しては、ほぼ鮮明に反訳できている。その中で「さいしょのゆってたとおりのね さばえしみんと えちぜん ちょうみんなのために まあ いいものを やすくっていうことで いったん でも ね しょしんつらぬくちゅうことで すみません」また、「ふくしんさんには はえ もうたのまんちゅうことで いまは」と語っている。特に、「しょしんつらぬくちゅうことで すみません」「ふくしんさんには はえ もうたのまんちゅうことで」という清水組社長の会話内容から、下請け要請を断った状況が推察できる。

一方、被告発人は証人尋問の中で、「市長から要請があったとかそれは全く違うので、違うことを言われては困るという趣旨のお話をさせていただきました。そこでそういうお話が終わって電話は切れたんですが、また少ししてすぐ清水組の社長さんからお電話がありまして、同じようなお話しを一方向的にされました。何でかなというふうに思いながら、それは一方向的に言われたのを聞きながら、何か私も発言したかもしれないけれども、ほぼ、言われて、おかしいな、なんでまた同じことを言うのかなという中で電話を切りました」との証言があったが、一般的に清水組の方から荏原環境プラント(株)側への下請け要請をしたのであれば、自分から頼んだものについて「断る」という表現はしない。

以上のようなことから、清水組会長と被告発人の証言、および録音の反訳内容より、被告発人の方から清水組に対し、荏原環境プラント(株)側への下請け要請があったことについて、清水組会長の証言は一貫性があり、合理的に真実性を裏付けるものである。

よって、本委員会での被告発人の当該証言部分2件については、地方自治法第100条第9項の規定により虚偽の陳述として、告発を行うものである。